

事務連絡
令和3年3月29日

一般社団法人 信書便事業者協会
会長 伊東 博 殿

総務省情報流通行政局
郵政行政部信書便事業課

休業支援金・給付金の大企業の非正規雇用労働者の取扱い等について

平素は、信書便行政に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「休業支援金・給付金」といいます。）につきましては、大企業の一定の非正規労働者も対象に加わえられ、2月26日から申請受付が開始されているところです。

また、中小企業に雇用される方について、令和2年10～12月の休業について申請する場合及び令和2年10月30日に公開したリーフレットの対象となる方（シフト制で働く方など。詳細は別添1の3ページ中☆部分参照。）が令和2年4月～9月の休業について申請する場合、その申請期限は令和3年3月31日から令和3年5月31日まで延長されているところです。

厚生労働省において、休業支援金・給付金の最新の概要をまとめたパンフレット（別添1）及び事業主の皆さまに協力をお願いする周知文（別添2）を作成しており、厚生労働省から総務省に対して、別添の周知について協力依頼があったところです。

貴協会におかれましては、本件の趣旨・内容につきご理解いただくとともに、加盟事業者に対して周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上

<本件お問い合わせ先>

職業安定局 雇用保険課

課長補佐 戸原 智晶

係員 末廣 耕司

（代表電話）03(5253)1111(内線5138)

（直通電話）03(3502)6771